

四日市市病院管理規程第4号

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月19日

四日市市病院事業管理者 蜂須賀 丈博

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事業会計規程（平成17年病院管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（企業出納員への委任） 第4条 管理者は、病院事業の業務に係る出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。 （1）（略） （2）管理者名義の預金から支払のため、<u>払戻請求書</u>を発行し、又は<u>インターネットバンキングによる口座振替を行うこと。</u> （3）から（8）まで （略） （帳簿の種類及び保管） 第11条 病院事業の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。 （1）から（3）まで （略） （4）<u>支払払戻請求書整理簿</u> （5）から（15）まで （略） （金銭の範囲） 第16条 この規程において金銭とは、現金、預金及び金銭に代わるべき証書をいう。	（企業出納員への委任） 第4条 管理者は、病院事業の業務に係る出納その他の会計事務のうち、次に掲げる事務を企業出納員に委任する。 （1）（略） （2）管理者名義の預金から支払のための<u>普通預金請求書</u>を発行し、又は<u>小切手を振り出すこと。</u> （3）から（8）まで （略） （帳簿の種類及び保管） 第11条 病院事業の業務に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。 （1）から（3）まで （略） （4）<u>支払小切手整理簿</u> （5）から（15）まで （略） （金銭の範囲） 第16条 この規程において金銭とは、現金、預金、<u>小切手</u>及び金銭に代わるべき証書をいう。

(証券による納付)

第31条 納入義務者は、現金又は前条の納付によるほか、無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来した証券で納付金額(源泉所得税が控除される証券については、当該所得税額を加算した額)を超えないものをもって納付することができる。

2 (略)

(支払)

第35条 企業出納員が支払伝票を受けて支払をするときは、出納取扱金融機関に対し、払戻請求書を送付して支払の請求を行い、振替を行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小口現金の支払又は払戻請求書による支払を不適当と認められるものに限り現金支払に

(証券による納付)

第31条 納入義務者は、現金又は前条の納付によるほか、次に掲げる証券で納付金額(源泉所得税が控除される証券については、当該所得税額を加算した額)を超えないものをもって納付することができる。

(1) 持参人払式の小切手又は管理者若しくは出納取扱金融機関(以下「管理者等」という。)を受取人とする小切手で、四日市手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が四日市市であつて、振出日から起算して10日以内に支払のための提示をすることができるもの

(2) 無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で、支払期日の到来したもの

2 管理者等は、前項第1号に規定する小切手であってもその支払が確実でないと認める場合は、その受領を拒絶することができる。

3 (略)

(支払)

第35条 企業出納員が支払伝票を受けて支払をするときは、出納取扱金融機関を支払人とする小切手を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小口現金の支払又は小切手による支払を不適当と認められるものに限り現金支払による

よることができる。 3 (略) 4 企業出納員は、<u>払戻請求書を送付して支払の請求を行い、振替を行わせたとき</u>は、これを出納取扱金融機関に通知するものとする。 5 (略) 6 (略) 第37条 企業出納員は、遠隔地にいる債権者に支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に、当該出納取扱金融機関を受取人とする<u>払戻請求書</u>及び債権者の氏名、支払金額、支払目的、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。 2 から 6 まで (略) 第45条 削除 2 削除 第46条 削除 2 削除 第47条 削除	よることができる。 3 (略) 4 企業出納員は、<u>小切手を振り出したときは、これを出納取扱金融機関に通知するものとする。</u> 5 (略) 6 <u>出納取扱金融機関は、企業出納員の振り出した小切手の提示を受けた場合において、その小切手が振出日付から10日以上を経過しているものであっても1年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。</u> 7 (略) 第37条 企業出納員は、遠隔地にいる債権者に支払をしようとするときは、出納取扱金融機関に、当該出納取扱金融機関を受取人とする<u>小切手</u>及び債権者の氏名、支払金額、支払目的、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。 2 から 6 まで (略) 第45条 <u>企業出納員は、小切手帳ごとに一会計年度間を通じて一連番号を付さなければならない。</u> 2 <u>書損等により廃棄した小切手に付した番号は、使用してはならない</u> 第46条 <u>小切手の券面金額は、訂正することができない。</u> 2 <u>書損等により廃棄した小切手に付した番号は、使用してはならない。</u> 第47条 <u>書損等により小切手を廃棄しようとするときは、当該小切手に斜線を朱</u>
---	--

(<u>支払払戻請求書整理簿</u>) 第48条 企業出納員は、<u>払戻請求書を送付して支払の請求を行い、振替を行わせた</u>ときは、その都度、<u>支払払戻請求書整理簿</u>に記載しなければならない。	<u>書したうえ、「廃棄」のゴム印を明りよ</u> <u>うに押印し、そのまま小切手帳に残して</u> <u>おかなければならない。</u> (<u>小切手振出整理簿</u>) 第48条 企業出納員は、<u>小切手を振り出し</u> <u>たときは、その都度、小切手振出整理簿</u> <u>に記載しなければならない。</u>
--	--

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(市立四日市病院事務局経営企画課)